

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	濃縮個別 39 R3
提出年月日	令和3年11月19日

放射線管理施設に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 39 R2】の改訂版（R3）である。

改訂内容は以下のとおり。

- 添付2のHFセンサの設置方針について、HFセンサを炎感知器による火災の感知に影響を与えないように配置する旨を追加した。
- 添付2について、記載の適正化を行った。

※【濃縮個別 39 R2】から変更した部分を青字にて示す。

目 次

1. 概要	1
2. 申請対象と技術基準規則の関係	1
2.1 第1項第一号の要求に係る申請対象	1
2.2 第1項第三号の要求に係る申請対象	1
3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項	1
4. 既認可から変更がない設計について	2

添付1 申請対象機器の「技術基準規則 第19条 放射線管理施設」への適合要否及び既認可からの変更について

添付2 変更内容に係る補足説明事項について

添付3 既認可の申請内容

1. 概要

本資料は、第5回申請の【放射線管理施設に関する説明書】（以下「説明書」という。）において説明した事項に関して、申請内容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

第5回申請において説明している内容は、「技術基準規則 第19条 放射線管理施設 第1項第一号及び第1項第三号」に基づく説明である（第1項第二号の要求事項に係る設備については、第4回申請までに申請認可済である）。第5回申請における申請対象と技術基準規則の関係を以下に示す。

また、今回申請対象設備の「技術基準規則 第19条 放射線管理施設」への適合要否、適合内容の既認可からの変更の有無等を添付1に示す。

2.1 第1項第一号の要求に係る申請対象

第5回申請のうち第1項第一号に係る設備は、「放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度」を計測する設備として排気用モニタを対象としている。排気用モニタは、技術基準規則の要求事項及び仕様に変更はないため、今回の申請において変更は行わない。また、これ以外の第1項第一号に係る設備は第4回申請までに申請し認可済みである。

2.2 第1項第三号の要求に係る申請対象

第5回申請のうち第1項第三号に係る設備は、新設するHFセンサを対象としている。HFセンサは、「管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度」を直接計測する設備ではないが、従事者及び一時立入者の放射線防護のために、UF₆漏えい時に発生するHF濃度を測定する設備であることから対象としている。これ以外の第1項第三号に係る設備は第4回申請までに申請し認可済みである。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項

説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。

4. 既認可から変更がない設計について

「技術基準規則 第 19 条 放射線管理施設」の要求事項及び設計に変更がないとしたものについて、既認可の申請内容を添付 3 に示す。

添付 1

申請対象設備の「技術基準規則 第 19 条 放射線管理
施設」への適合要否及び既認可からの変更について

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性確認を実施しないもの －：素文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） －：素文要求を受けないもの			
												放射線管理施設		放射線管理施設				第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号
												第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号				
76	濃縮施設	UF処理設備	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号一般バージ系コールドトラップ）	－	2	式	5	新設	非安重	第3類	2号一般バージ系コールドトラップに係るインターロック 検出器・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（原料シリンダ槽入口圧力計）（番号96） ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90）	－	－	－	－	－	放射性物質の濃度を計測する設備・機器ではないため対象外とする。			
79	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質槽	2号発回均質槽	6	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
80	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号製品シリンダ槽（加熱器なし）	2号発回均質槽	5	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
81	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号製品シリンダ槽（加熱器あり）	2号発回均質槽	1	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
82	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号原料シリンダ槽	2号発回均質槽	1	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
83	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号サンプル小分け装置	2号発回均質槽	1	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
84	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号工程用モニタ	2号発回均質槽	2	基	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
85	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号局所排気装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
86	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	中間製品容器	1号発回均質槽 2号発回均質槽	45	本	5	既設	非安重	－		－	－	－	－	－	同上			
87	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	主要配管（均質・ブレンディング系）	2号発回均質槽	－	式	5	既設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
88	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	防護カバー	2号発回均質槽	－	式	5	新設	非安重	1G		－	－	－	－	－	同上			
89	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽内圧力計	2号発回均質槽	6	台	5	改造	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
90	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）	2号発回均質槽	12	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
91	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽内温度計	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
92	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質槽シリンダ重量計	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
93	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（製品シリンダ槽入口圧力計）	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
94	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	製品シリンダ槽（F）内温度計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
95	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	製品シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質槽	6	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
96	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（原料シリンダ槽入口圧力計）	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
97	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	原料シリンダ槽内温度計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
98	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	原料シリンダ槽シリンダ重量計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
99	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	サンプルシリンダ内圧力計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
100	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	加熱箱温度計	2号発回均質槽	1	台	5	既設	非安重	第3類		－	－	－	－	－	同上			
101	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	工程用モニタH濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック（2号均質槽）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号118、122のインターロックと共用	－	－	－	－	－	同上			
102	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽故障による均質槽加熱停止インターロック（2号均質槽）	－	1	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器・減圧槽内圧力計（番号133） ・減圧槽入口配管温度計（番号134）	－	－	－	－	－	同上			

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	技術基準への適合に関する変更の有無の考え方						
												既認可			今回申請			【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性確認を実施しないもの －：条文要求を受けないもの
												放射線管理施設			放射線管理施設			
第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号										
103	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	－	－	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機（番号211）	－	－	－	－	－	－	同上
104	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	均質槽槽内圧力異常高による運転停止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	改造	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽内圧力計（番号89）	－	－	－	－	－	－	同上
105	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90） ・均質槽内温度計（番号91）	－	－	－	－	－	－	同上
106	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	UF6シリンダ瓶交換時の誤操作防止のインターロック（2号均質槽）	－	－	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・2号均質槽（番号79）	－	－	－	－	－	－	同上
107	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック（2号均質槽）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	同上
108	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号均質槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・均質槽シリンダ重量計（番号92）	－	－	－	－	－	－	同上
109	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	回収側槽圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号均質槽）	－	12	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（製品シリンダ槽入口圧力計）（番号93） ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90）	－	－	－	－	－	－	同上
110	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	1	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（製品シリンダ槽入口圧力計）（番号93） ・製品シリンダ槽（F）内温度計（番号94）	－	－	－	－	－	－	同上
111	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	同上
112	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	6	式	5	既設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・製品シリンダ槽シリンダ重量計（番号95）	－	－	－	－	－	－	同上
113	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	回収側槽圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号製品シリンダ槽）	－	3	式	5	新設	非安重	第3類	2号製品シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90） ・製品シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（製品シリンダ槽入口圧力計）（番号93）	－	－	－	－	－	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請			技術基準への適合に関する変更の有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性確認を実施しないもの －：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） －：条文要求を受けないもの	
												放射線管理施設		放射線管理施設				
												第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号		第十九条第3号
114	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	1	式	5	既設	非加重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ/廃品シリンダ内圧力計（原料シリンダ槽入口圧力計）（番号96） ・原料シリンダ槽内温度計（番号97）	－	－	－	－	－	－	同上
115	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	4	組	5	新設	非加重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	同上
116	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	重量異常高による過充填防止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	1	式	5	既設	非加重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・原料シリンダ槽シリンダ重量計（番号98）	－	－	－	－	－	－	同上
117	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	回収側槽圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック（2号原料シリンダ槽）	－	1	式	5	新設	非加重	第3類	2号原料シリンダ槽に係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計（均質槽入口圧力計）（番号90）	－	－	－	－	－	－	同上
118	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	工程用モニタIF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	1	式	5	既設	非加重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号101、122のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	同上
119	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	2号局所排風機2台停止による加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	1	式	5	改造	非加重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・2号局所排風機（番号211）	－	－	－	－	－	－	同上
120	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	サンプルシリンダ圧力異常高又は小分け装置温度異常高による加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	1	式	5	既設	非加重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・サンプルシリンダ内圧力計（番号99） ・加熱箱温度計（番号100）	－	－	－	－	－	－	同上
121	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時の加熱停止のインターロック（2号サンプル小分け装置）	－	4	組	5	新設	非加重	第3類	2号サンプル小分け装置に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	同上
122	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	工程用モニタIF濃度高によるUF6漏えい拡大防止のインターロック（2号局所排気装置）	－	1	式	5	改造	非加重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・2号工程用モニタ（番号84）※ ※当該検出器については、番号101、118のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	同上
123	濃縮施設	均質・ブレンドینگ設備	地震発生時のUF6漏えい防止インターロック（2号局所排気装置）	－	4	組	5	新設	非加重	第3類	2号局所排気装置に係るインターロック 検出器 ・地震計（番号11、12）※ ※当該検出器については、番号14、23等のインターロックと共用	－	－	－	－	－	－	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請			技術基準への適合に関する変更の有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性確認を実施しないもの —：素文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） —：素文要求を受けないもの			
												放射線管理施設		放射線管理施設				第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号
												第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号				
124	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バジ系コールドトラップ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		—	—	—	—	—	同上			
125	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号減圧槽	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	1G		—	—	—	—	—	同上			
126	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バジ系ケミカルトラップ (NaF)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	1G		—	—	—	—	—	同上			
127	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バジ系ケミカルトラップ (Al ₂ O ₃)	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第1類		—	—	—	—	—	同上			
128	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バジ系プスタポンプ	2号発回均質棟	2	基	5	既設	非安重	1G		—	—	—	—	—	同上			
129	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	2号均質バジ系ロータリポンプ	2号発回均質棟	4	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上			
130	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	主要配管 (均質バジ系)	2号発回均質棟	—	式	5	既設	非安重	1G		—	—	—	—	—	同上			
131	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質バジ系コールドトラップ内圧力計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上			
132	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	均質バジ系コールドトラップ内温度計	2号発回均質棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上			
133	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽内圧力計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上			
134	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	減圧槽入口配管温度計	2号発回均質棟	1	台	5	改造	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上			
135	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック (2号均質バジ系コールドトラップ)	—	2	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バジ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・均質バジ系コールドトラップ内圧力計 (番号131) ・均質バジ系コールドトラップ内温度計 (番号132)	—	—	—	—	—	同上			
136	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	地盤発生時の加熱停止のインターロック (2号均質バジ系コールドトラップ)	—	4	組	5	新設	非安重	第3類	2号均質バジ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・地盤計 (番号11, 12) ※ ※当該検出器については、番号14, 23等のインターロックと共用	—	—	—	—	—	同上			
137	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	回収側槽組圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック (2号均質バジ系コールドトラップ)	—	1	式	5	新設	非安重	第3類	2号均質バジ系コールドトラップに係るインターロック 検出器 ・中間製品容器内圧力計 (均質槽入口圧力計) (番号90)	—	—	—	—	—	同上			
138	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	ロータリポンプ停止に伴う入口弁開のインターロック (2号均質バジ系ロータリポンプ)	—	4	式	5	既設	非安重	第3類	2号均質バジ系ロータリポンプに係るインターロック 検出器 ・2号均質バジ系ロータリポンプ (番号129)	—	—	—	—	—	同上			
139	濃縮施設	均質・ブレンディング設備	カバー、シート	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	—		—	—	—	—	—	同上			
143	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 48Y	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物	—	—	5	既設	非安重	—		—	—	—	—	—	同上			
144	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	ANSI又はISO規格 30B	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	—	—	5	改造	非安重	—		—	—	—	—	—	同上			
145	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器	2号発回均質棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	21	本	5	改造	非安重	—		—	—	—	—	—	同上			
146	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	原料シリング置台 (充填)	Aウラン貯蔵庫	228	組	5	既設	非安重	第1類		—	—	—	—	—	同上			
147	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	製品シリング置台 (充填)	Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫	300	組	5	既設	非安重	第1類		—	—	—	—	—	同上			
148	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	製品シリング置台 (充填)	Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物	750	組	5	既設	非安重	第1類		—	—	—	—	—	同上			
149	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	中間製品容器置台	1号発回均質棟 2号発回均質棟	46	組	5	既設	非安重	第1類		—	—	—	—	—	同上			
150	核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵設備	付着ウラン回収容器置台	2号発回均質棟	21	組	5	既設	非安重	第1類		—	—	—	—	—	同上			

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請			技術基準への適合に関する変更の有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性確認を実施しないもの —：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） —：条文要求を受けないもの	
												放射線管理施設		放射線管理施設				
												第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号		第十九条第3号
223	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集槽液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
224	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水器液タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
225	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（凝集槽）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	凝集槽に係るインターロック 検出器 ・凝集槽液位計（番号223）	—	—	—	—	—	—	同上
226	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（脱水器液タンク）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	脱水器液タンクに係るインターロック 検出器 ・脱水器液タンク液位計（番号224）	—	—	—	—	—	—	同上
227	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
228	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
229	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
230	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2反応タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
231	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝集沈殿槽	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
232	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
233	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	凝沈処理水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
234	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
235	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第1活性炭吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
236	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	マイクロフィルタ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
237	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器絡機タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
238	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
239	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器逆洗タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
240	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過水pH調整タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
241	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器処理水タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
242	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	沸騰吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
243	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ウラン吸着塔	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
244	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	イオン交換樹脂塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
245	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	中和タンク	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
246	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1処理水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
247	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
248	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	脱水器液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
249	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
250	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1反応タンク送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
251	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理脱水機送泥ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上
252	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	砂ろ過塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	既認可		今回申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの △：適合性確認を実施しないもの —：条文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） —：条文要求を受けないもの
												放射線管理施設		放射線管理施設			
												第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号	
253	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
254	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ろ過器逆洗ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
255	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	弗素吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
256	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1処理水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
257	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	再生廃液ポンプ	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
258	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（低放射性廃水処理系）	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
259	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰C	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
260	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰D	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	第2類		—	—	—	—	—	同上
261	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	分析廃水ビット液位スイッチ	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
262	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第1廃水調整ビット液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
263	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	汚泥タンク液位計	中央操作棟	2	台	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
264	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（分析廃水ビット）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	分析廃水ビットに係るインターロック 検出器 ・分析廃水ビット液位スイッチ（番号261）	—	—	—	—	—	同上
265	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	漏えい防止機能（廃水液面異常高警報）（第1廃水調整ビット）	—	2	式	5	既設	非安重	第3類	第1廃水調整ビットに係るインターロック 検出器 ・第1廃水調整ビット液位計（番号262）	—	—	—	—	—	同上
266	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	受入れ停止による漏えい防止機能（汚泥タンク）	—	—	式	5	既設	非安重	第3類	汚泥タンクに係るインターロック 検出器 ・汚泥タンク液位計（番号263）	—	—	—	—	—	同上
267	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	手洗廃水ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
268	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2廃水調整ビット	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
269	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	管理廃水処理第2活性炭吸着塔	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
270	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ビット	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
271	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	吸着塔送水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
272	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	第2処理水ポンプ	中央操作棟	2	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
273	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット1	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
274	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット2	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
275	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット3	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
276	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	2号発回均質室廃水ビット4	2号発回均質棟	1	基	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
277	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	主要放射性廃水配管（非放射性廃水処理系）	中央操作棟 渡り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	既設	非安重	第3類		—	—	—	—	—	同上
278	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水タンク	中央操作棟	1	基	5	撤去	—	—		—	—	—	—	—	撤去機器のため対象外とする。
279	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー室廃水送水ポンプ	中央操作棟	1	基	5	撤去	—	—		—	—	—	—	—	同上
280	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	堰（ホットランドリー室）	中央操作棟	1	区画	5	撤去	—	—		—	—	—	—	—	同上

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考
281	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ホットランドリー廃水配管	中央操作棟	—	式	5	撤去	—	—	
282	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画	中央操作棟	1	区画	5	既設	非安重	—	
283	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	液体廃棄物保管廃棄区画 (IF ₂ ポンベ置台)	2号発回均質棟	58	基	5	既設	非安重	—	
284	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管 (IF ₂ 発生・供給系)	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	撤去	—	—	
285	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	主要配管 (回収系)	中央操作棟 1号発回均質棟 渡り廊下 2号発回均質棟	—	式	5	撤去	—	—	
286	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Aウラン濃縮廃棄物室)	Aウラン濃縮廃棄物建屋	1	区画	5	既設	非安重	—	
287	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Bウラン濃縮廃棄物室)	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	既設	非安重	—	
288	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Cウラン濃縮廃棄物室)	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	—	
289	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Dウラン濃縮廃棄物室)	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	—	
290	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (使用済遠心機保管室)	使用済遠心機保管建屋	1	区画	5	既設	非安重	—	
291	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	固体廃棄物保管廃棄区画 (Cウラン貯蔵室 (使用済遠心機保管エリア))	ウラン貯蔵・廃棄物庫	1	区画	5	撤去	—	—	
303	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	H ₂ センサ	中央操作棟 2号発回均質棟 1号発回均質棟 2号カスケード棟 Aウラン貯蔵庫 Bウラン貯蔵庫 ウラン貯蔵・廃棄物庫	30	台	5	新設	非安重	1G, 第2類	
304	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタA	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	
305	放射線管理施設	放射線監視・測定設備	排気用モニタB	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第1類	
317	その他の加工施設	非常用設備	自動火災報知設備 (均質槽防護カバー内の感知器の新設)	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	第3類	
318	その他の加工施設	非常用設備	温度センサ	2号発回均質棟 1号発回均質棟	22	台	5	新設	非安重	1G	
327	その他の加工施設	非常用設備	ハロンポンベ (2号中間室, 2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	19	本	5	新設	非安重	第3類	
328	その他の加工施設	非常用設備	ハロンポンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	4	本	5	新設	非安重	第3類	
329	その他の加工施設	非常用設備	主要配管 (ハロン消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類	
330	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ポンベ (2号中間室用)	中央操作棟 渡り廊下	22	本	5	新設	非安重	第3類	
331	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ポンベ (2号発回均質室用)	中央操作棟 渡り廊下	25	本	5	新設	非安重	第3類	
332	その他の加工施設	非常用設備	二酸化炭素ポンベ (1号均質室用)	1号発回均質棟	7	本	5	新設	非安重	第3類	
333	その他の加工施設	非常用設備	主要配管 (二酸化炭素消火系)	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 渡り廊下	—	式	5	新設	非安重	第3類	
334	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン濃縮建屋)	—	—	式	5	改造	非安重	1G, 第2類	
335	その他の加工施設	非常用設備	火災区域構造物 (ウラン貯蔵・廃棄物建屋)	—	—	式	5	改造	非安重	1G	
352	その他の加工施設	核燃料物質の検査設備	サンプル保管戸棚	中央操作棟	1	台	5	改造	非安重	第2類	
358	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤蔵計A	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	

既認可		今回申請					技術基準への適合に関する変更の有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの —：素文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの (要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの) △：適合性について既認可から変更がないもの (要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの) —：素文要求を受けないもの
放射線管理施設		放射線管理施設					
第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号		
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	放射性物質の濃度等を計測する設備・機器ではないため対象外とする。	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	撤去機器のため対象外とする。	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	放射性物質の濃度等を計測する設備・機器ではないため対象外とする。	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	撤去機器のため対象外とする。	
—	—	—	—	—	○	放射性物質の濃度等を直接計測する設備ではないが、UF ₂ 漏えい時に発生するH ₂ 濃度を測定する設備であるため対象とする。 新設するため変更に係る説明を行う。	
○	—	—	△	—	—	排気中の放射性物質の濃度を計測する設備のため対象とする。 既認可から要求事項及び設計内容に変更はないため、今回の申請において変更は行わない。	
○	—	—	△	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	放射性物質の濃度等を計測する設備・機器ではないため対象外とする。	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	
—	—	—	—	—	—	同上	

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第5回申請】

番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	D B区分	耐震設計	備考
359	その他の加工施設	核燃料物質の計量設備	秤量計8	Aウラン貯蔵庫	1	台	5	既設	非安重	第1類	
360	その他の加工施設	洗缶設備	洗缶架台	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	1G	
361	その他の加工施設	除染設備	除染ハウス	中央操作棟	1	式	5	改造	非安重	第3類	
362	その他の加工施設	除染設備	除染排気処理装置	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	
363	その他の加工施設	除染設備	除染排風機	中央操作棟	1	基	5	既設	非安重	第2類	
364	その他の加工施設	除染設備	主要除染ダクト	中央操作棟	—	式	5	既設	非安重	第2類	
365	その他の加工施設	除染設備	ドライクリーニング装置	中央操作棟	1	台	5	撤去	—	—	
366	その他の加工施設	通信連絡設備	ページング装置	工場各所	—	式	5	既設	非安重	—	
367	その他の加工施設	通信連絡設備	所内携帯電話	—	—	式	5	既設	非安重	—	
368	その他の加工施設	通信連絡設備	業務用無線設備	—	—	式	5	既設	非安重	—	
369	その他の加工施設	通信連絡設備	緊急時電話回線	—	—	式	5	既設	非安重	—	
370	その他の加工施設	通信連絡設備	ファクシミリ装置	—	—	式	5	既設	非安重	—	
371	その他の加工施設	通信連絡設備	携帯電話	—	—	式	5	既設	非安重	—	
372	その他の加工施設	通信連絡設備	衛星電話	—	—	式	5	既設	非安重	—	
373	その他の加工施設	緊急時対策所	緊急時対策所（事業部対策本部室）	—	—	式	5	既設	非安重	—	
374	その他の加工施設	中央制御室	中央制御室	—	—	式	5	既設	非安重	—	
378	その他の加工施設	溢水防護設備	遮断弁	中央操作棟	—	式	5	新設	非安重	1G	
379	その他の加工施設	溢水防護設備	被水防護板	2号発回均質棟	—	式	5	新設	非安重	—	
380	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（固定式）	2号発回均質棟 1号発回均質棟 中央操作棟 1号カスケード棟	18	基	5	新設	非安重	1G	
381	その他の加工施設	溢水防護設備	溢水防護堰（着脱式）	中央操作棟	3	基	5	新設	非安重	1G	
382	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護部	2号発回均質棟	1	基	5	新設	非安重	第3類	
383	その他の加工施設	電巻防護設備	電巻防護板（A,B）	2号発回均質棟	2	基	5	新設	非安重	第3類	

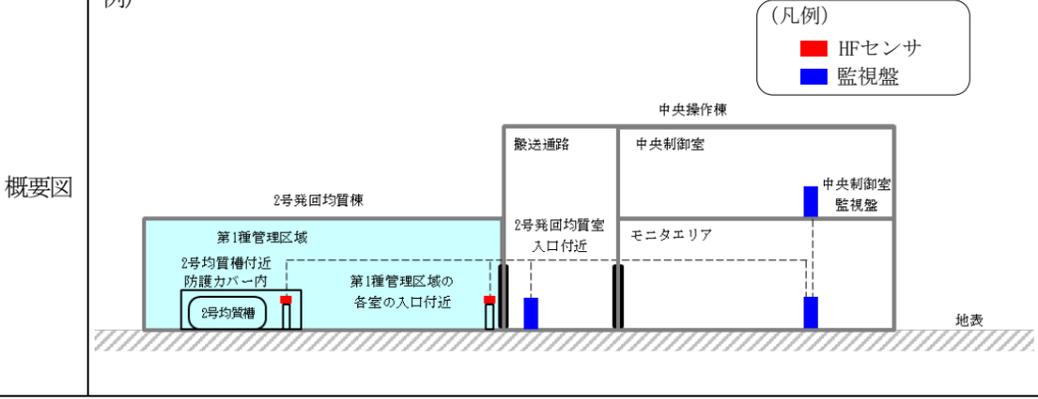
既認可			今回申請			技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既認可】欄 ○：適合性確認を実施するもの —：素文要求を受けないもの 【今回申請】欄 ○：適合性確認を実施するもの（要求事項、設計内容に変更があり、変更内容に応じた説明を実施するもの） △：適合性について既認可から変更がないもの（要求事項、設計内容に変更がないため、今回の申請で変更は行わないもの） —：素文要求を受けないもの
放射線管理施設			放射線管理施設			
第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	第十九条第1号	第十九条第2号	第十九条第3号	
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	撤去機器のため対象外とする。
—	—	—	—	—	—	放射性物質の濃度等を計測する設備・機器ではないため対象外とする。
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上
—	—	—	—	—	—	同上

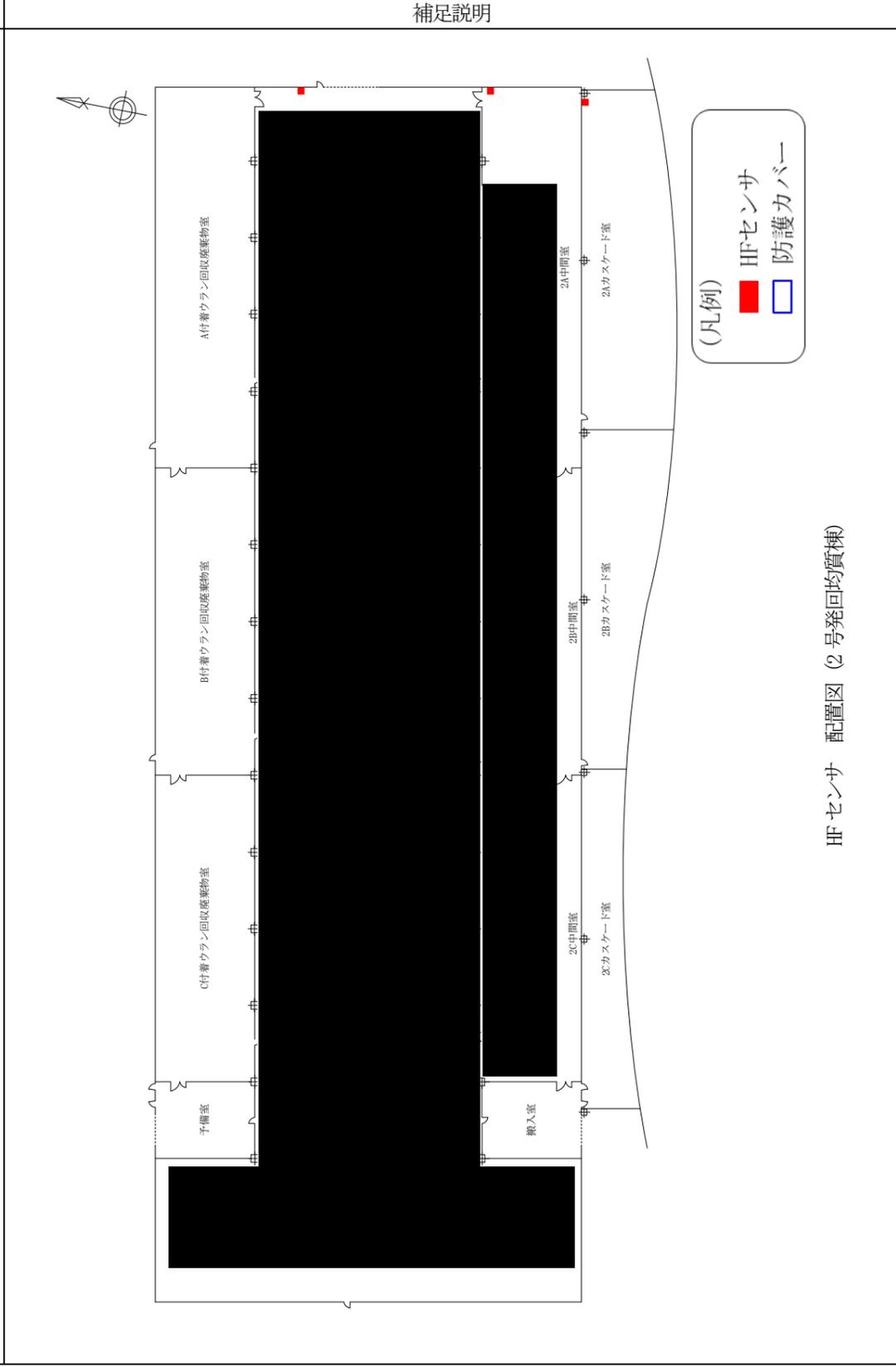
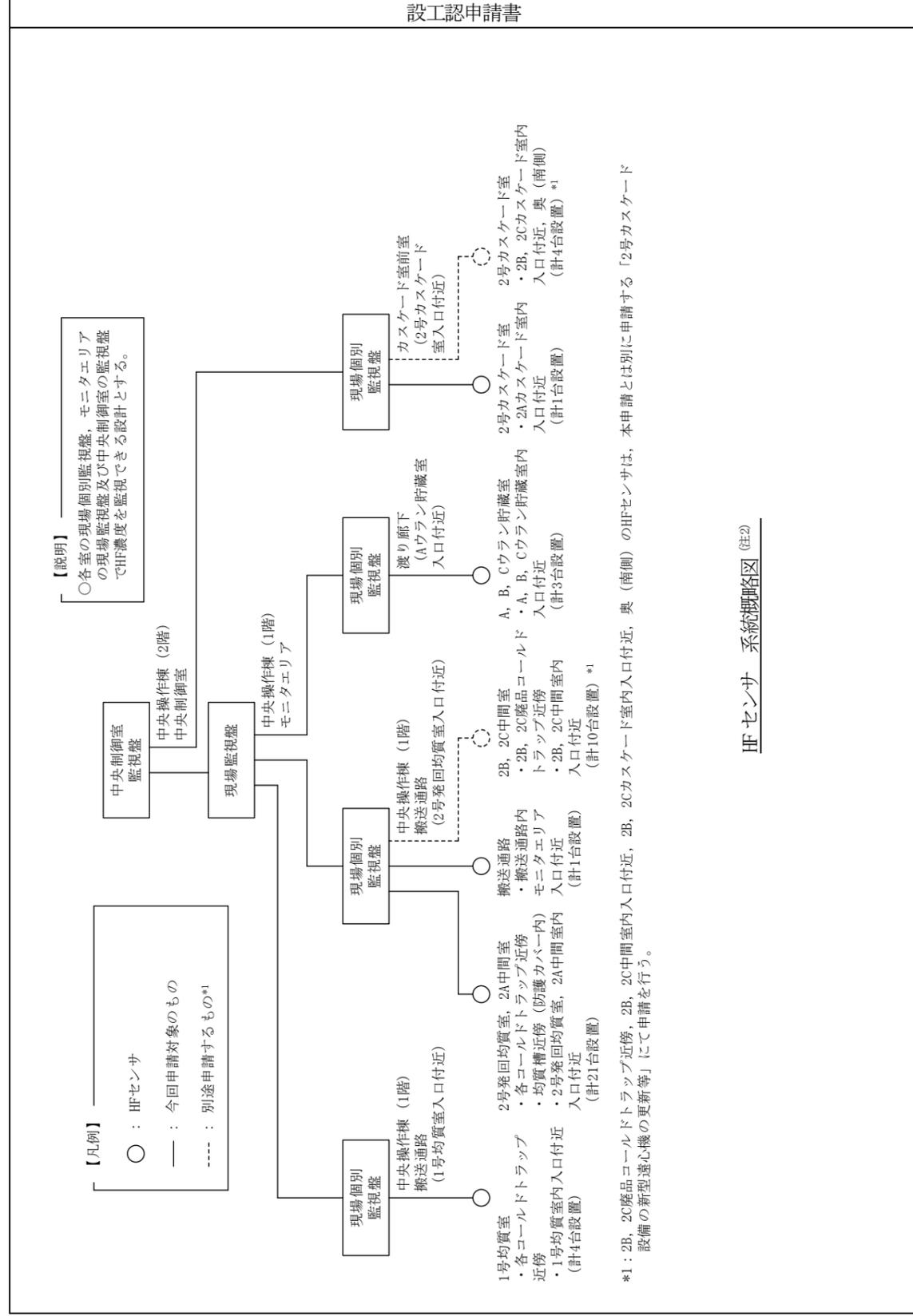
(注) 本資料以外の補足説明資料で示した変更内容（機器の数量等に係る変更）については、今後適切なタイミングで反映する。

添付 2

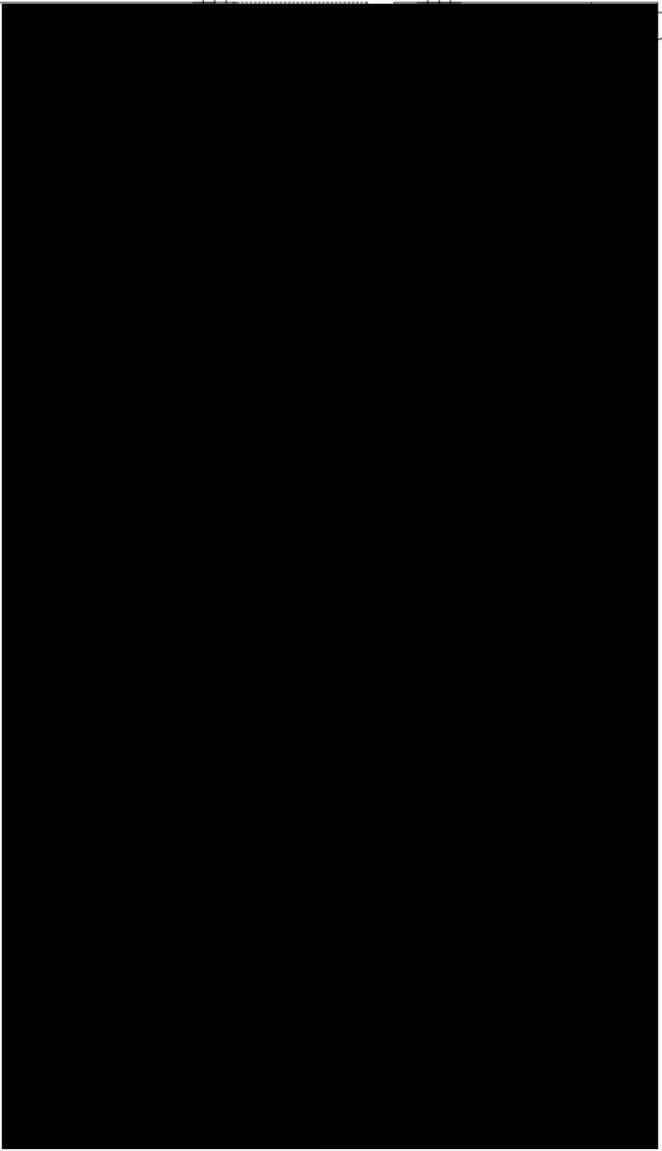
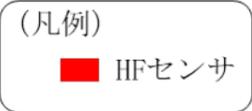
変更内容に係る補足説明事項について

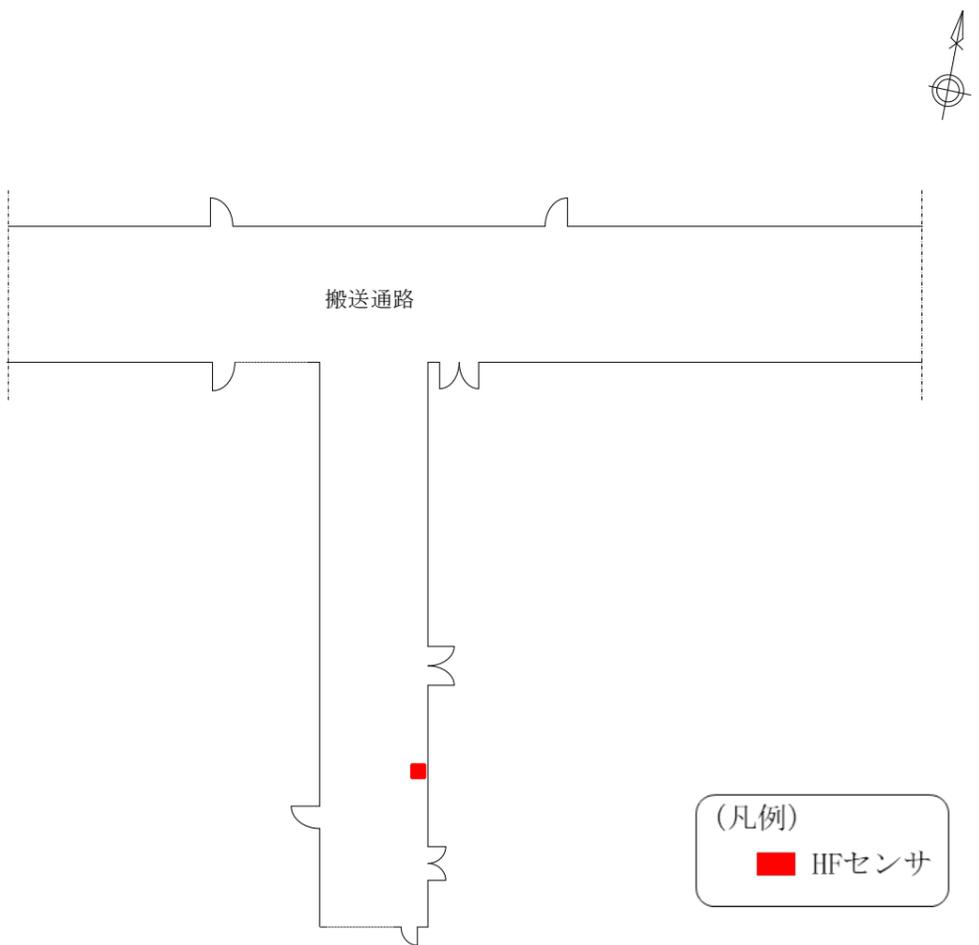
【第5回申請】

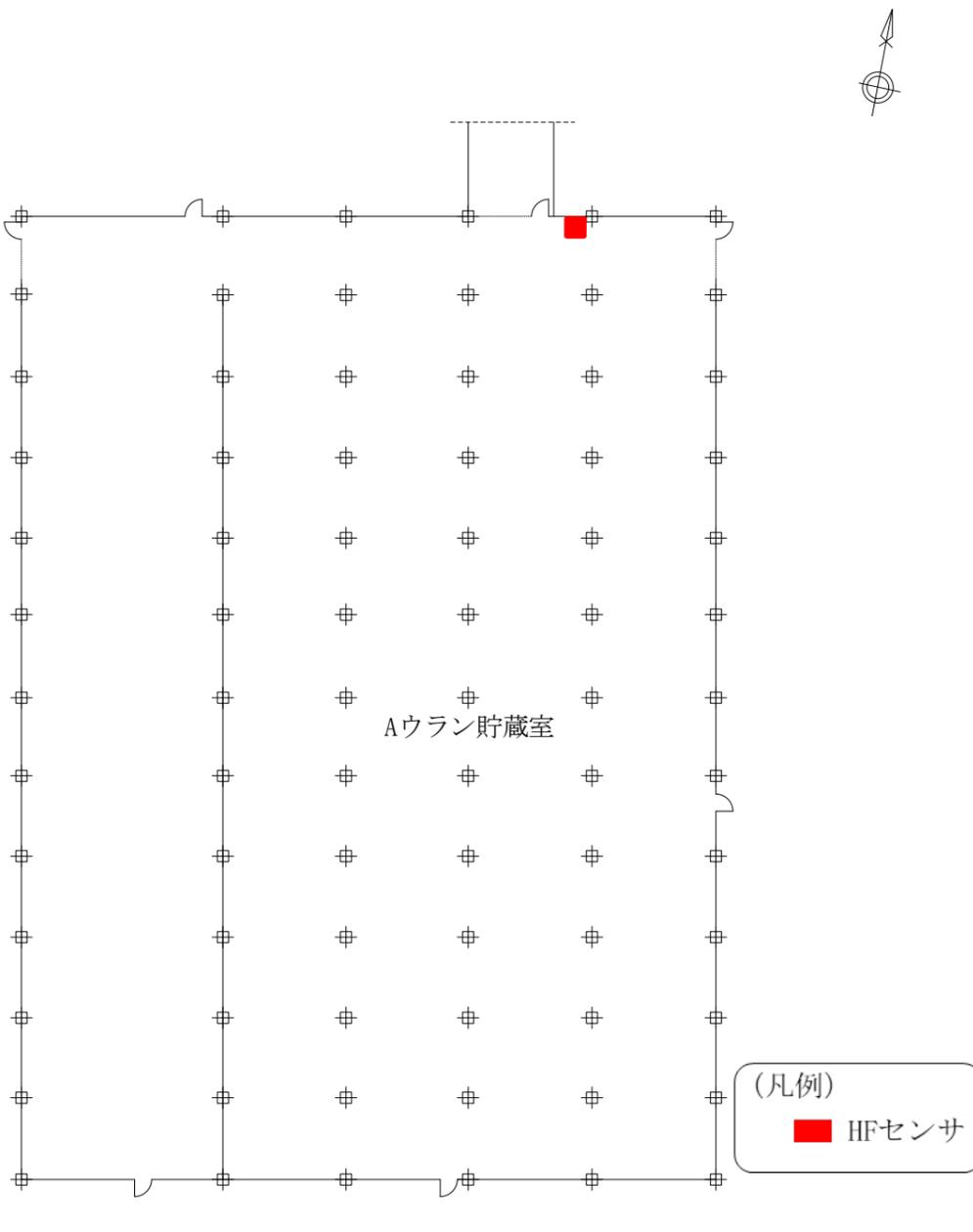
設工認申請書	補足説明	備考						
<p>1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第19条に基づき、放射線管理施設について説明するものである。 本資料では、技術基準規則第19条の要求事項に変更はないが、新設するHF センサについて説明する。 なお、上記以外の設備及び機器については、技術基準規則第19条における要求事項及び設計に変更がないため、今回の申請において変更は行わない。^(注1)</p> <p>2. 基本方針 本施設には、従事者及び従事者以外の者であって管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）の放射線防護のための線量当量等及びHF 濃度の測定、通常時及び設計基準事故時等の線量当量等及びHF 濃度を測定する放射線管理施設を設ける。</p> <p>3. 屋内管理用の主要な設備 3.1 放射線監視・測定設備 本施設には、第1種管理区域の作業環境の監視及び事故時対処を確実にできるように、第1種管理区域の2号発回均質室、2号中間室、1号均質室、搬送通路の各所（各室の入口付近及び2号均質槽、各コールドトラップ近傍）及び第2種管理区域の2号カスケード棟、ウラン貯蔵・廃棄物庫、Aウラン貯蔵庫、Bウラン貯蔵庫の室入口付近にHF センサを設置する設計とする。^(注2)また、2号均質槽に設置するHF センサは、防護カバー内に設置する。なお、設置においては炎感知器による火災の発生の感知に影響を与えないように、炎感知器の赤外線感知範囲を避けて配置する。HF センサの配置を「V-2 加工施設に関する図面」に示す。 HF センサによるUF₆の漏えい検知は、中央制御室に加え、モニタエリア及び2号発回均質室入口付近においても監視可能とする。^(注2)HF センサの系統の概略を図-1に示す。</p>	<p>(注1) 追加安全対策として新設するHF センサ以外の設備及び機器は、技術基準第19条における要求事項及び仕様に変更は無いため、今回の申請において変更は行わない。 今回の申請において変更を行わない設備及び機器の技術基準への適合に関する内容を添付3に示す。</p> <p>(注2) HF センサについては、事故時の作業環境の監視及び事故時対処を確実にできるように、従事者及び一時立入者の放射線防護を行うため、各室の入口付近に設置する。また、事故時において大気圧以上のUF₆を内包する配管の損傷による漏えいが想定されることから、大気圧以上でUF₆を取扱う2号均質槽付近に設置するとともに、UF₆を内包する機器に近接した火災として、コールドトラップの冷凍機油火災及びコールドトラップの損傷を考慮し、コールドトラップ近傍に設置する。詳細設計の内容（仕様、系統、配置）を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1359 1014 2412 1396"> <tr> <td>種類</td> <td>HF センサ 定電位電解式</td> </tr> <tr> <td>仕様</td> <td>計測範囲：0～9.0 ppm 警報動作値：3.0 ppm</td> </tr> <tr> <td>設置方針</td> <td>第1種管理区域の各所（各室の入口付近及び2号均質槽、コールドトラップ近傍）及び第2種管理区域の各室の入口付近にHF センサを設置する。また、2号均質槽は、UF₆漏えい時に従事者がUF₆及びHF に直接暴露されることを防止するため、防護カバーを設置する設計としており、2号均質槽付近のHF センサは、防護カバー内に設置する。HF センサの設置においては、炎感知器による火災の発生の感知に影響を与えないように炎感知器の赤外線感知範囲を避けて配置する。</td> </tr> </table> <p>概要図</p> 	種類	HF センサ 定電位電解式	仕様	計測範囲：0～9.0 ppm 警報動作値：3.0 ppm	設置方針	第1種管理区域の各所（各室の入口付近及び2号均質槽、コールドトラップ近傍）及び第2種管理区域の各室の入口付近にHF センサを設置する。また、2号均質槽は、UF ₆ 漏えい時に従事者がUF ₆ 及びHF に直接暴露されることを防止するため、防護カバーを設置する設計としており、2号均質槽付近のHF センサは、防護カバー内に設置する。HF センサの設置においては、炎感知器による火災の発生の感知に影響を与えないように炎感知器の赤外線感知範囲を避けて配置する。	
種類	HF センサ 定電位電解式							
仕様	計測範囲：0～9.0 ppm 警報動作値：3.0 ppm							
設置方針	第1種管理区域の各所（各室の入口付近及び2号均質槽、コールドトラップ近傍）及び第2種管理区域の各室の入口付近にHF センサを設置する。また、2号均質槽は、UF ₆ 漏えい時に従事者がUF ₆ 及びHF に直接暴露されることを防止するため、防護カバーを設置する設計としており、2号均質槽付近のHF センサは、防護カバー内に設置する。HF センサの設置においては、炎感知器による火災の発生の感知に影響を与えないように炎感知器の赤外線感知範囲を避けて配置する。							

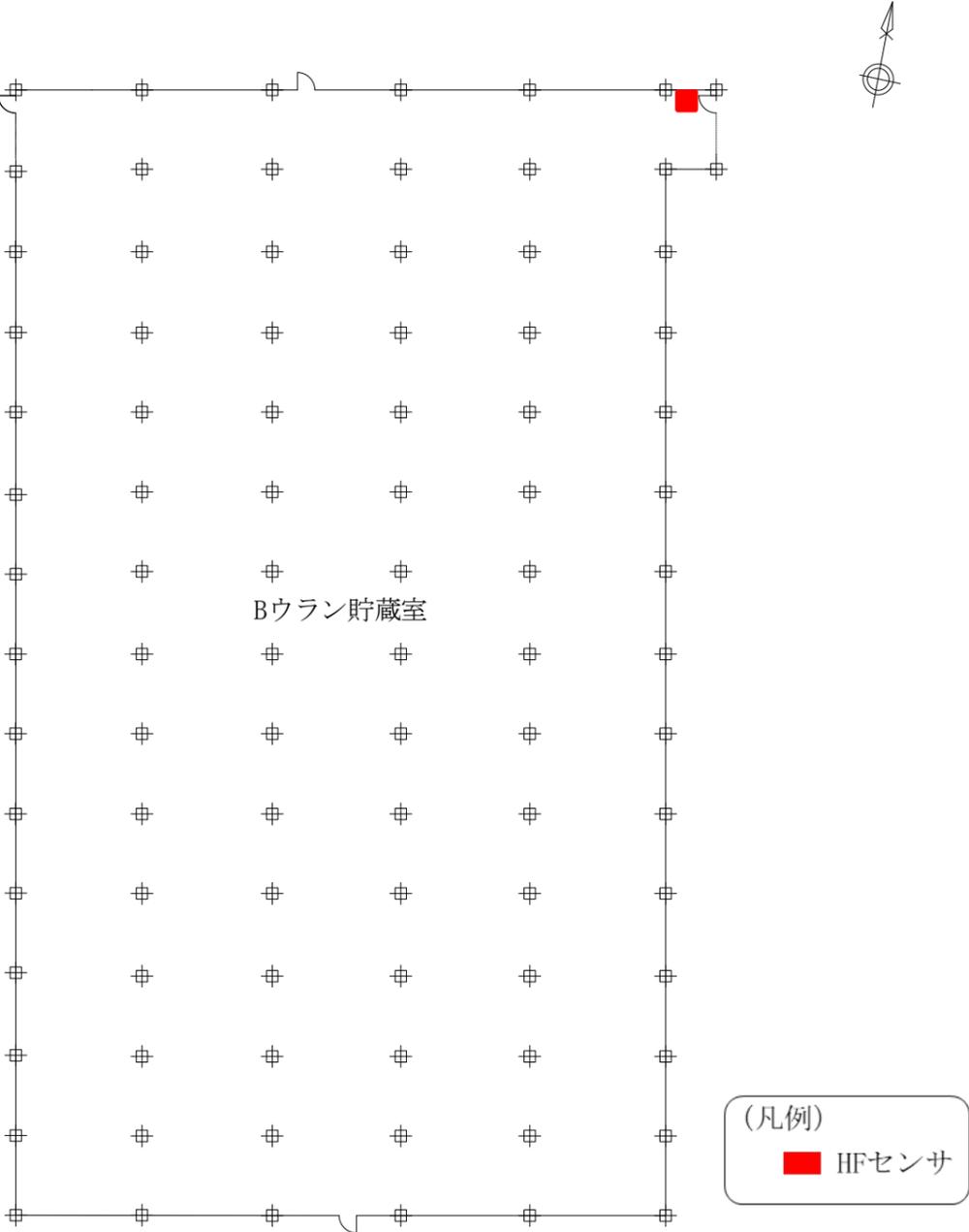


備考

設工認申請書	補足説明	備考
	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>HF センサ 配置図 (1号発回均質棟)</p> </div>	

設工認申請書	補足説明	備考
	 <p style="text-align: center;">搬送通路</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>(凡例)</p> <p>■ HF センサ</p> </div> <p style="text-align: center;">HF センサ 配置図 (中央操作棟)</p>	

設工認申請書	補足説明	備考
	 <p style="text-align: center;">Aウラン貯蔵室</p> <p style="text-align: center;">HFセンサ 配置図 (A ウラン貯蔵庫)</p>	

設工認申請書	補足説明	備考
	 <p style="text-align: center;">Bウラン貯蔵室</p> <p style="text-align: center;">HFセンサー 配置図 (B ウラン貯蔵庫)</p>	

設工認申請書	補足説明	備考
	<p style="text-align: center;">HF センサ 配置図 (ウラン貯蔵・廃棄物庫)</p>	

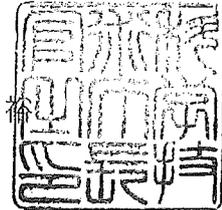
添付 3

既認可の申請内容

10安(核規)第719号
平成10年10月6日

日本原燃株式会社
代表取締役社長 竹内 哲夫 殿

科学技術庁長官
竹 山



核燃料物質の加工施設の変更に関する
設計及び工事の方法の認可について

平成10年8月31日付け濃発第50号をもって申請のあった標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき認可します。

V. 技術上の基準に適合していることの説明書

(放射線管理施設)

第15条 加工施設を設置する工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設を施設しなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

- 一 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

適合性

第15条 第一号

排気口から排出する排気中の放射性物質濃度は、排気室に設置する排気用モニタにより連続的に監視する。